

第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書

会 議 事 項	1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について 2 固定資産評価審査申出の状況について 3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について 4 委員長・合議体・審査長について 5 押印廃止に係る固定資産評価審査委員会条例及び規定の一部改正について 6 その他
会 議 場 所	瀬戸市役所 南庁舎 4 階 大会議室
会 議 日 時	令和 3 年 7 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 3 5 分まで
会 議 要 領	別紙のとおり

上記のとおり会議を行った。

令和 3 年 7 月 2 6 日

委員長 (家屋審査委員) 加藤 繁紀

委員長職務代理者 (土地審査長) 伊藤 昌幸

土地審査長代理 瀧本 友子

土地審査委員 鈴木 洋子

家屋審査長 加藤 和守

家屋審査長代理 竹本 弘司

書 記 熊谷 由美

別 紙

会議冒頭、事務局から今年度事務局職員の異動があったため、異動内容の報告が行われた。

現委員長の任期は、就任日である令和2年7月30日から1年間であるため、令和3年7月26日開催会議当日は現委員長の任期中であるので、現委員長で議事を進行させた。

議題1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について

瀬戸市固定資産評価委員である市民生活部長から、評価庁（税務課）職員が紹介され、評価庁（税務課）固定資産税担当主幹から、「資料1」により説明を受けた。

主な質疑内容は、次のとおり。

- 【委員】 説明の中で、市民から質問が結構あったということだったが、例えば、「建物の築年数が経っているにもかかわらず、なぜ評価が下がらないか。」という質問に対しては、どのように回答しているのか。
- 【評価庁】 木造と非木造の関係があり、経過減点補正が違うので一概には言えないが、再建築価格方式で前年を上回る金額になることがあり、その場合は、下がらないことがある。再建築価格方式については、なかなか理解されにくいですが丁寧に説明して理解してもらうようにしている。
- 【委員】 再建築価格方式で、家屋の再建築費の価格は年度によって木材等の値段等で変わるの分かるが、実際は、説明や理解に難しいところがあるのではないか。
- 【評価庁】 確かに難しいところがある。評価に係る物価上昇率には、人件費等も加味していくが、人件費は上がるケースが大半であるので、その点等を丁寧に説明して理解していただくようにしているというのが現状である。

議題2 固定資産評価審査申出の状況について

固定資産評価審査申出期間は、地方税法第432条により、「価格を固定資産課税台帳に登録し、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで」と規定されており、今年度の公示日は、令和3年4月1日（木）、納税通知書は4月12日（月）発送のため、交付を受けた日後三月を経過する日後、余裕をみて16日（金）までとしたが、審査申出はなかったことを「資料2」により事務局から報告された。

主な質疑内容は、次のとおり。

- 【委員】 申出期間について、去年は到達する期間を最大7日としているが、今回は、それより前の7月16日としたのは、何か理由があるのか。
- 【事務局】 曜日の関係もあったが、短くした特段の理由はない。北海道から沖縄までの納付書到着日を見越し、この期間であれば十分であると判断し、評価

庁と相談して決めたもの。

議題3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について
事務局から「資料3」により根拠のある条例及び市長へ提出する報告書の案
が提示され、説明がなされた。

委員審議の結果、事務局作成の報告書案どおり提出することを決定した。

議題4 (1) 委員長の選出について

委員長選任方法等に関する説明が事務局から「資料4」により行われ、他委員から推薦のあった加藤繁紀委員を全会一致で令和3年7月30日以降、委員長に選任することに決定した。

議題4 (2) 委員長職務代理者の指名について

委員長職務代理者の選任方法等に関する説明が事務局から行われ、加藤繁紀委員長が伊藤昌幸委員を令和3年7月30日以降、委員長職務代理者に指名した。

議題4 (3) 合議体の指定等について

合議体、審査長、審査長代理についての説明が事務局から行われ、事務局作成の素案に基づき委員6人が協議し、合議体を以下のとおり構成することに決定した。

第1合議体(家屋) 加藤和守審査長 竹本弘司審査長代理 加藤繁紀委員

第2合議体(土地) 伊藤昌幸審査長 瀧本友子審査長代理 鈴木洋子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体の3委員が審査する場合、他方の合議体の3委員はオブザーバーとして参加することです承された。

議題5 押印廃止に係る固定資産評価審査委員会条例及び規定の変更について

事務局から、国において押印の見直しが進められていることもあり、当市も同様に手続きの簡素化を推進し、制度利用者の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、固定資産評価審査委員会の条例及び規程内の申請書について押印を求めないよう9月議会において改正を進めていることの説明がなされた。

議題6 その他

委員から、昨年度に審査申出があり却下された案件で、その後の状況について質問があり、事務局から説明がなされた。

以上